

亀山市公告第 8 2 号

次のとおり亀山市職員を募集しますから、志願者は応募してください。

平成 2 7 年 1 1 月 1 3 日

亀山市長 櫻 井 義 之

1 職種、採用予定人数及び応募資格

職 種	採用予定人数	応 募 資 格
技術職（建築）	1 人程度	(1) 昭和 5 0 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、高等学校以上の学校を卒業した方、平成 2 8 年 3 月までに卒業見込みの方又はこれらと同等の資格を有する方で建築技術の専門課程・科目を履修している方 (2) 通勤可能な方
消防職	1 人程度	(1) 昭和 6 0 年 4 月 2 日以降に生まれた方で、高等学校以上の学校を卒業した方、平成 2 8 年 3 月までに卒業見込みの方又はこれらと同等の資格を有する方 (2) 通勤可能な方

ただし、次に該当する方は、応募することができません。

- (1) 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 1 6 条に規定する欠格条項に該当する方
- (2) 永住者又は特別永住者の在留資格を有しない外国籍の方。なお、外国籍職員の任用に関する基準については、8 を参照してください。
- (3) 消防職については、日本国籍を有しない方

2 試験の日時、場所など

(1) 第 1 次試験

ア 職種 技術職（建築）

日時 平成28年1月17日(日曜日)午前9時

場所 亀山市役所

試験科目 教養試験、適性検査、専門試験及び小論文の各筆記試験とします。

イ 職種 消防職

日時 平成28年1月17日(日曜日)午前9時

場所 亀山市役所

試験科目 教養試験、適性検査、小論文の各筆記試験とします。

(2) 第2次試験

職種 技術職(建築)及び消防職

日時 平成28年1月31日(日曜日)午前9時

場所 亀山市役所及び亀山西小学校(体力測定)

試験科目 個別面接とします。また、消防職は体力測定を併せて実施します。

3 申込書の請求先、提出先及び提出方法

(1) 請求先及び提出先

企画総務部人事情報室 (亀山市役所本庁舎2階)

〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地

(2) 提出方法

上記提出先への持参又は郵送とします。

詳しいことは、企画総務部人事情報室(電話0595-84-5031、ファクシミリ0595-82-9955)までお尋ねください。

4 提出書類

(1) 市職員採用試験申込書(市の指定するもの)

(2) 履歴書・身上書(市の指定するもの)

(3) 最終学校の卒業(見込)証明書(卒業証書の写しでも可)

5 受付期間

平成 27 年 12 月 1 日（火曜日）から同月 18 日（金曜日）までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで。ただし、日曜日及び土曜日を除きます。

なお、郵送による申込みは、書留郵便に限り、平成 27 年 12 月 18 日（金曜日）必着とします。

6 採用等

試験の合格者は、亀山市職員採用候補者名簿に成績順に登載し、その中から採用者を決定します。

採用予定日は、平成 28 年 4 月 1 日とします。ただし、卒業見込の方を除いては、平成 28 年 3 月 31 日以前を採用日とすることもあります。

7 給与は、亀山市職員給与条例（平成 17 年亀山市条例第 43 号）の定めるところにより支給します。

8 外国籍職員の任用に関する基準について

「公権力の行使又は公の意思の形成への参画にたずさわる公務員となるためには日本国籍を必要とする」という公務員の基本原則に基づき、亀山市においては、外国籍の職員は次のような職務に就くことはできません。

（1）公権力の行使に当たる職務

ア 市民に対して公益的な必要から市民の権利や自由を制限する内容を含む職務

イ 市民に対して義務又は負担を一方的に課す内容を含む職務

ウ 市民に対して義務の履行を制限したり、強制力をもって執行したりする内容を含む職務

エ その他公権力の行使に該当することとなる職務

（2）公の意思の形成への参画に当たる職務

ア 原則として専決権限を有する室長級以上の職にあって、亀山市の行政について企画、立案、決定等の政策形成に關与する職務

イ 亀山市の基本政策、人事、財政等を担当する職務